

# II 実務対応報告18号等の改正に伴う 在外子会社等の 会計処理ポイント

有限責任 あずさ監査法人  
公認会計士 土間 航輔

## 在外子会社等の 決算処理

日本基準に基づき連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社および子会社が採用する会計方針は原則として統一しなければならぬ。一方、実務対応報告18号「連結財務諸表における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」(以下、「実務対応報告18号」という)に定める「当面の取扱い」を適用し、在外子会社の財務諸表が国際財務報告基準(IFRS)または米国会計基準に準拠して作成されている場合には、当面の間、必要な修正を行ったうえで、その財務諸表を連結決算手続上利用することができる。(この「当面の取扱い」を適用した場合には、I

FRSや米国会計基準の改正による影響が、在外子会社等の財務諸表を通じて日本基準に基づく連結財務諸表に反映されることになる。12月決算会社においては、当連結会計年度から在外子会社等で適用されるIFRSや米国会計基準の改正の影響についてすでに検討済みと思われるものの、本記事が決算前の最終確認に資すれば幸いである。

なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であり、筆者が所属する法人の見解ではないことをあらかじめ申し添える。

## 実務対応報告18号 の平成29年改正

実務対応報告18号は平成29年3月の改正により、在外子会社だけでなく、国内子会社が指定国際会計基準

(「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」93条に規定する指定国際会計基準<sup>(1)</sup>をいう。以下同じ)または修正国際基準(以下、「JMI S」という)に準拠した連結財務諸表を作成して、金融商品取引法に基づく有価証券報告書により開示している場合も同様の取扱いとされた。当該改正は平成29年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用されたため、12月決算会社では当期(平成30年12月期)から適用となる。

(1) 指定国際会計基準は、国際会計基準審議会(IFRS)が公表した国際財務報告基準(IFRS)のうち、公正かつ適正な手続のもとに作成および公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めたもので、金融庁告示において示される。

## 実務対応報告18号 の平成30年改正

IFRSを適用している在外子会

社等は、平成30年1月1日よりIFRS 9号「金融商品」(以下、「IFRS 9号」という)を適用している。これに対応して、企業会計基準委員会(ASBJ)が平成30年9月に公表した実務対応報告18号の改正において、「当面の取扱い」を適用するため必要な修正項目が追加された(詳細は図表1参照)。本稿では前記を踏まえ、12月決算会社が留意すべきポイントを解説する。

(図表1) IFRSや米国会計基準に基づいて作成された在外子会社等の会計処理を修正しなければならない項目

1	のれんの償却
2	退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理
3	研究開発費の支出時費用処理
4	投資不動産の時価評価および固定資産の再評価
<b>NEW</b> 5	資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択(FVOCI指定)をしている場合の組替調整